

岩手県監査委員告示第33号

随時監査結果の公表（令和6年岩手県監査委員告示第8号）により公表した随時監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年6月25日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 保健福祉部障がい保健福祉課
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年10月12日
 - (2) 本監査実施日 令和5年11月14日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年2月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事請負契約に当たり、変更契約後の設計図書に誤りがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	工事の完成の際に、請負業者から提出させた完成図面が変更契約前のものとなっていたことに気付かなかったものであるが、工事は変更契約後の内容どおり完成しており、契約額及び支払済額に誤りは生じていないこと。 この度の指摘を受けて、請負業者から最終契約の状態に沿った図面を提出させ、令和6年3月4日に受領した。 今後は、工事内容に変更が生じる際は、工事主管課と営繕工事を行う他部局の担当課との連絡を徹底することとし、再発防止に努める。